

議案第 24 号

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条  
例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 19 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年宇治市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。